

一般社団法人佐久産業支援センター開催事業に係る謝金取扱要領

(目 的)

第1条 本要領は、一般社団法人佐久産業支援センター推進事業（以下「本事業」という。）において一般社団法人佐久産業支援センターが執行する謝金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 本要領において対象となる謝金は、次の各号に定めるところによる。

- (1) シンポジウム等の講師として招聘した者に対する謝金
- (2) 外部事業評価委員会の委員に対する謝金
- (3) テーマ別研究会の講師として招聘した者に対する謝金
- (4) 佐久産業支援センターのコーディネータ、アドバイザーが行う講師・雑役務謝金
- (5) その他佐久産業支援センターが、本事業遂行のために必要があると認める者に対する謝金

(謝金の額)

第3条 前条の謝金の額は、別表のとおりとする。

(支払方法)

第4条 第2条に規定する謝金の支払方法は、事業実施の都度支払うものとする。

(改 廃)

第5条 この謝金取扱要領は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附 則)

この要領は、令和3年12月1日から改訂施行するものとする。

制定	2018年（平成30年）6月1日	制定Ver:001
改訂	2021年（令和3年）12月1日	改訂Ver:002

別表（第3条関係）

区 分		単位	単価(税別)	内 容
第2条第1号、 2号、3号に規定する者	極めて高度な専門的知識・経験を有し、本事業の推進に極めて有効な者	回	500,000円	左記金額を上限とし、当事者との調整により予算の範囲内で支給する。 例示) ノーベル賞受賞者級 文化勲章受賞者級 文化功労者級
	特に高度な専門的知識・経験を有し、本事業の推進に有益な者	回	200,000円	左記金額を上限とし、当事者との調整により予算の範囲内で支給する。 例示) 上記以外の国際的な 賞受賞者 上記以外の国内勲功 受賞者
	高度な専門的知識・経験を有し、本事業の推進に有益な者	回	100,000円	左記金額を上限とし、当事者との調整により予算の範囲内で支給する。 例示) 大学学長及び教授経験者 公的研究所職員、OB 民間研究機関の総括 責任者
	専門的知識・経験を有し、本事業の推進に有益な者	回	(県外在住者) 50,000円 (県内在住者) 30,000円	左記金額を上限とし、当事者との調整により予算の範囲内で支給する。 例示) その他
第2条第4号に規定する者		時間	15,000円	左記金額を上限とし、交通費及び宿泊を伴う場合は実費若しくは当センターの役職員旅費規程に従う

※第2条第5号に規定する者は、その都度代表理事が定める。